



令和4年度ベビーシッター利用支援事業のご案内



板橋区では、待機児解消のため、令和元年度（平成31年度）から東京都が実施するベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）を活用し、ベビーシッター利用者の負担軽減しております。

（令和4年度末で終了し、以降の事業実施の可否については未定です。）

本事業は、待機児童の保護者または育児休業を1年間取得した後復職する保護者が、お子さんが認可保育所、認定子ども園、地域型保育事業及び家庭福祉員（以下、保育所等といいます。）に入所できるようになるまでの間、東京都の認定をうけた認可外のベビーシッター事業者を利用する際に係る利用料の負担を軽減するものです。※申請してから利用を開始できるまでに20日程度かかります。

概要

1 対象者

・下記の全てに該当することが利用条件となります。

- (1) 次のア又はイに該当し、申請に基づき対象者確認書を受け取っていること。
 - ア 0～2歳児クラスの入所申込みをしたが、保育所等を利用できず、お子さんが待機児童となっていること。（以下、待機児童の保護者といいます。）
 - イ 0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後、お子さんの1歳の誕生日から復職し、翌年度の1歳児クラスへの4月入所申込を行うこと。（以下、育児休業満了者といいます。）
- (2) お子さん及び保護者が、板橋区に住民登録があり、実際に居住していること。
- (3) 保育所等に在籍しておらず、保育の必要性の認定を受け、その有効期間内であること。
- (4) 産休・育休中でないこと。
- (5) 過去に入所承諾を辞退、または保育所等を退園したことがないこと。

※「ベビーシッター利用支援事業利用案内」及び「ベビーシッター利用支援事業利用約款」を必ずお読みください。（約款の全ての内容に同意いただく必要があります。）

2 利用時間等

月曜日～土曜日（日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）

午前7時～午後10時

補助上限：保育標準時間認定 1日11時間まで、かつ月220時間まで

保育短時間認定 1日 8時間まで、かつ月160時間まで

※保護者が休暇の日（体調不良を含む）は助成対象外となります。

3 利用料金

1時間あたり150円

※利用時間の上限を超えた分の利用料、及び利用料以外の入会金等は助成の対象外です。

※利用料金は、ベビーシッター事業者に直接お支払いください。

※利用者が負担した、ベビーシッターが利用者宅まで移動するために要した交通費を月2万円を上限として補助します。

4 利用を認める期間

(1) 待機児童の保護者

入所保留期間中（産休・育休中は利用できません。）

(2) 育児休業満了者

復職日から満1歳に達した後の3月末日まで（お子さんの誕生日に復職する必要があります。）

※ 利用約款11条に定める事由に該当する場合は、本事業の利用は終了となります。

※ 利用を認める期間が終了する際に継続して利用を希望する場合は、改めて対象者確認申請（注：裏面「1 利用手続」(1)の項をご参照ください）が必要です。

5 利用上の注意（裏面の「3 その他留意事項」も併せてお読みください）

(1) 産休・育休中で申請された場合は、復職日から1か月以内に、「復職証明書（板橋区様式）」をご提出いただきます。提出がない場合は、本事業の利用は終了となります。

(2) ベビーシッター利用支援事業、認証保育所、認証保育所等負担軽減助成及び定期利用系事業の併用はできません。いずれか1つのサービスをお選びください。

(3) 令和3年度に申請されている方も、再度令和4年度分の申請が必要です。

裏面に続く

利用方法等

1 利用手続（申請してから実際に利用を開始できるまでに20日程度かかります。）

- (1) 「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認申請書」を記入し、支給認定通知書の写しを添付（待機児童の保護者は「保育利用調整結果通知書」（入所不承諾のもの）の写しも添付）して、板橋区保育サービス課窓口（南館3階23番）にて申請します。（郵送可）
※保育の必要性の認定を受けていない場合は同時に申請してください。（郵送不可）
- (2) 審査後、板橋区から「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書」が郵送されます。
- (3) 東京都のホームページに掲載されている認定事業者の中から事業者を選び、板橋区から送付された対象者確認書を事業者に提示して、利用契約を締結してください。
- (4) 契約締結後、ベビーシッター利用開始日の10日前（土日祝日を除く）までに契約書を持参のうえ、助成券発行システムを利用する際に必要なアカウントを取得するための「アカウント発行申請書」を記入し、板橋区役所保育サービス課窓口にて申請します。
（注 郵送不可）
- (5) 東京都から事業委託を受けた公益社団法人全国保育サービス協会から、アカウントがご自宅へ郵送交付されます。
- (6) ベビーシッター利用の際、助成券発行システムにおいて助成券を発行し、画面上に表示された助成券のコードを、利用の都度、ベビーシッターに伝え、利用者負担額を支払います。
- (7) ベビーシッター利用後、「ベビーシッター利用支援事業交通費助成申請書兼口座振替依頼書」を記入し、事業者から発行された交通費の領収証を添付して、板橋区役所保育サービス課窓口にて申請します。（時期等につきましては、確認書発行者に対して直接ご案内差し上げます。）

2 関係書類

以下の書式は、板橋区ホームページからダウンロードしていただくか、または板橋区保育サービス課窓口にて配布しています。

- ① 板橋区ベビーシッター利用支援事業 利用案内
- ② ベビーシッター利用支援事業 利用約款
- ③ ベビーシッター利用支援事業 対象者確認申請書
- ④ ベビーシッター利用支援事業 助成券発行システム アカウント発行申請書
- ⑤ ベビーシッター利用支援事業交通費助成申請書 兼 口座振替依頼書



3 その他留意事項

- ・勤務時間数の変更等、保育を必要とする時間数に変更があった場合は、保育サービス課に直ちに報告してください。
- ・利用開始後、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、家庭福祉員への入所が決定した場合は、翌月からはこれらの施設を利用して頂きます。
- ・育児休業を1年間取得した後復職する保護者の方は、復職日（お子様の満1歳の誕生日）から1か月以内に板橋区指定の様式（復職証明書）を保育サービス課窓口まで提出して頂きます。
- ・ベビーシッター事業者との契約に関するトラブルについて、板橋区及び東京都は一切関与できません。契約の際には内容を十分にご確認ください。

● 認定事業者の最新情報等については、東京都ホームページをご覧ください

→東京都福祉保健局ホームページ「ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）認定事業者一覧」

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/bs/jigyoushalist.html>)

ベビーシッター利用支援事業
に関する問い合わせ先

板橋区子ども家庭部保育サービス課民間保育振興係
電話：03-3579-2492